

みなとみた

2012 **11**
No.94

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2~9

過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させた事業場に対する監督指導結果について／平成24年度年末年始無災害運動／労働災害の増加に歯止めがかかりません／メンタルヘルス対策自主点検の結果より／健康診断結果等の提出はお済ですか？／監督指導による賃金不払残業是正結果(平成23年度)／11月は労働保険適用促進強化月間です

東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 10~11

平成24年4月から高齢者雇用安定法が施行されます！／最近の雇用失業情勢

協会だより ● 12~16

山田顧問が緑十字賞を受賞されました／平成24年度「港地区健康と安全推進大会」開催される／講習会のご報告／新入会員のご紹介／協会主催講習会のお知らせ



過労死・過労自殺など過重労働による 健康障害を発生させた 事業場に対する監督指導結果について

～ 87%の事業場に法令違反を指摘 ～

東京労働局労働基準部監督課

東京労働局は、管下18の労働基準監督署（支署）が平成23年に実施した、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させた事業場に対する監督指導結果の概要を以下のとおり取りまとめました。

この監督指導は、東京労働局管内で長時間労働等により脳・心臓疾患（脳出血、心筋梗塞等）や精神疾患（うつ病等）の労災認定事案を発生させた事業場を対象に実施し、法令違反が認められた場合にはその是正を指導していますが、東京労働局では、その多くに基本的な労働時間管理、健康管理の不備等の法令違反が認められたことを重くみて、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に向け、今後一層積極的に監督指導を行うこととしています。

また、東京労働局においては、今年11月21日に「産業保健フォーラム IN TOKYO 2012」（ティアラこうとう）（*みなとみた9月号でご案内しています。）を開催し、労働者の健康の確保、メンタルヘルス対策等について、関係労使に対し広く意識啓発を図ることとしています。

【監督指導結果の概要】

1 監督指導時における違反状況

監督指導を実施した54事業場（過労死26事業場、過労自殺8事業場を含む。）のうち、47事業場（87.0%）に何らかの法令違反が認められ、是正勧告を行った。違反率の高い事項は、

- (1) 労働基準法では、労働時間（同法第32条）に関する違反が最も多く、31事業場（違反率57.4%）であった。
- (2) 労働安全衛生法では、衛生委員会の設置（同法第18条1項）に関する違反が最も多く、7事業場（違反率22.6%）であった。なお、法定で衛生委員会の設置を義務付けられている事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場である。監督指導を実施した54事業場のうち31事業場がその対象事業場である。

2 被災労働者に係る健康管理状況

監督指導を実施した54事業場のうち、

- (1) 21事業場（38.9%）では、過重労働による健康被害を受けた労働者（以下「被災労働者」という。）に対し、発症前の1年間に健康診断を受診させていなかった。
- (2) 19事業場（35.2%）では、被災労働者が発症した時期に、医師による面接指導等の制度を導入していなかった。

また、健康診断を実施した被災労働者33人のうち15人に所見が認められた。

- (3) 以上のとおり、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させた事業場については、労働関係法令違反の比率が高く（一般の監督指導における違反率約71%）、かつ、被災労働者に係る健康管理体制の不備が少なからず認められた。

業種別内訳

業 種	事業場数	比率 (%)	業 種	事業場数	比率 (%)
製 造 業	4	7.4	保 健 衛 生 業	1	1.9
建 設 業	8	14.8	接 客 娯 楽 業	3	5.6
運 輸 交 通 業	3	5.6	ビルメンテナンス業	3	5.6
卸・小売業	5	9.3	労働者派遣業	1	1.9
映画・演劇業	2	3.7	情報処理業	3	5.6
通 信 業	1	1.9	本社事務所等	18	33.3
教育・研究業	2	3.7	合 計	54	100.0

規模別内訳

規 模	事業場数	比率 (%)	規 模	事業場数	比率 (%)
10人未満	8	14.8	100～299人	10	18.5
10～49人	15	27.8	300～999人	5	9.3
50～99人	12	22.2	1000人以上	4	7.4
			合 計	54	100.0

法違反の状況（労働基準法関係）

労働基準法違反	違反事業場数	違反率 (%)
労働時間（法32条1項、2項）	31	57.4
割増賃金（法37条）	17	31.5
就業規則（法89条1項）	14	30.4
法令等の周知（法106条1項）	7	13.0
労働条件明示（法15条1項）	6	11.1
賃金台帳（法108条）	5	9.3
休日（法35条1項）	1	1.9

法違反の状況（労働安全衛生法関係）

労働安全衛生法違反	違反事業場数	違反率 (%)
衛生管理者又は安全衛生推進者の選任 （法12条又は法12条の2）	衛生管理者 5	16.1
	安全衛生推進者 1	4.3
衛生委員会の設置（法18条1項）	7	22.6
衛生管理者の選任（法12条1項）	5	16.1
健康診断個人票の作成（安衛則51条）	5	9.3
定期健康診断（安衛則44条1項）	4	7.4
深夜業務従事者の健診（安衛則45条）	4	7.4

年末年始無災害運動

あせらず 無理せず 油断せず 無事故でつなく年末年始

労働災害の発生件数は、平成22年、23年と2年連続増加しており、本年に入ってもこの増加傾向には歯止めがかからず、この傾向が続けば3年連続増加という極めて憂慮すべき事態も想定されます。

このような状況を受け、平成24年9月28日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部長より「労働災害減少に向けた緊急要請」が発せられています。

年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、特に、大掃除や機械設備の保守点検・始動等非定常作業が多くなりますので、各事業場、職場では災害防止のための特別な配慮が必要です。

以下の実施事項等は中央労働災害防止協会が主唱する平成24年度年末年始無災害運動実施要領です。労使をはじめ、関係者が一体となって取り組み、労働災害を発生させないようにしましょう。

「労働災害減少に向けた緊急要請」を受けて実施する事項

- (1) 安全衛生管理体制の充実
- (2) 個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施
- (3) 「見える」安全活動など創意工夫した効果的な自主的安全衛生活動の実施

平成24年度年末年始無災害運動（中央労働災害防止協会主唱、実施期間平成24年12月15日から平成25年1月15日まで）実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入定着
- (3) メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (4) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (5) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (6) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (9) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (10) 交通労働災害防止対策の推進
- (11) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事における労働災害防止対策
- (12) 化学物質管理の徹底
- (13) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (14) インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- (15) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (16) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

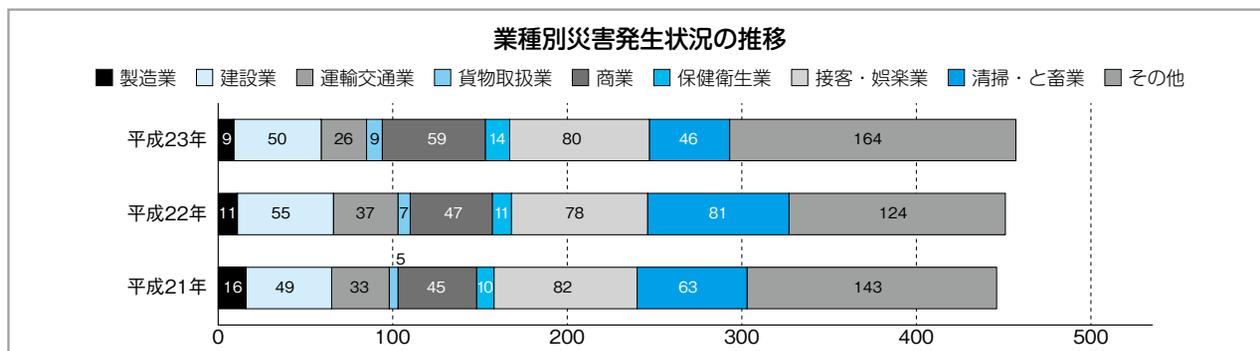
事業者・働く労働者の皆さん

労働災害の増加に歯止めがかかりません

管内の労働災害の現状(H24年9月末現在)			労働災害の動向 *グラフ参照	
休業4日以上の死傷者数 324名 昨年同時期より52名増(+19.1%)	死亡者数 5名 (建設業2名 小売業2名 その他1名) 昨年より2名増	建設業 43%増加 (内、建築工事業 55%増加)	①平成22年・23年と2年連続して増加、このままでは3年連続増加となることに危惧しています。 ②その他の業種の占める割合が年々増加しています。	
			平成24年9月28日、厚生労働省労働基準局安全衛生部長名で「労働災害減少に向けた緊急要請」がありました(下欄参照)。	
			運輸交通業 160%増加 (内、道路貨物運送事業118%増加)	

総力をあげて取り組みましょう

- 1 リスク低減措置を講ずること。
- 2 作業手順を守らせること。
- 3 日常の安全活動を通じてリスクへの感受性を高めること。



労働災害減少に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆さまのご尽力もあり、長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年と2年連続で増加しました。このような事態は、実に33年ぶりのことです。

この間、厚生労働省においても、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施等、労働災害の減少に向けた様々な取組を行ってまいりましたが、平成24年に入ってもその増加傾向には歯止めがかからず、8月末現在で対前年比7.9%の増加となっています。この傾向が続けば3年連続増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

労働災害が増加に転じた背景には、様々な要因があります。リーマンショック以降の生産水準の回復や東日本大震災の復旧・復興工事の影響もその一因と考えられます。しかしながら、着実に減少していた製造業や建設業の労働災害が増加に転じた背景には、厳しい経営環境の中での安全衛生管理体制の劣化があることが懸念されます。また、第三次産業や陸上貨物運送事業の労働災害は、長期的には労働災害全体が減少する中でも、横ばい傾向を続けてきました。特に第三次産業は、全労働者に占めるウェイトが高くなる中、必ずしも十分な安全管理体制が確保されていないことが危惧されます。さらに若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているでしょうか。

いずれにしても、いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。事業者の皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請します。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害の防止に努めていただきますよう、要請いたします。

- 一、安全衛生管理体制の充実
- 二、個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施
- 三、「見える」安全活動など創意工夫した効果的な自主的な安全衛生活動の実施

平成24年9月28日
厚生労働省労働基準局 安全衛生部長 宮野 甚一

事業場の45%にメンタル不調による休業者 ～メンタルヘルス対策自主点検の結果より～

三田労働基準監督署管内の労働者数50人以上の500事業場(任意)に対して「メンタルヘルス対策自主点検」を実施した結果、145事業場から回答を得ました。その結果、45%の事業場はメンタル不調による休業者を抱えています(下記自主点検結果参照)。

事業場においては、事業者の強いリーダーシップのもと、メンタルヘルス対策の強化を図る必要があります。

メンタルヘルス対策

① 事業者のメンタル対策を積極的に推進する旨の表明

② 衛生委員会での調査・審議

③ 心の健康づくり計画の策定 計画の内容

◆ 4つのケアの推進

◆ 職場環境等の改善

◆ メンタルヘルス不調者への対応

◆ 職場復帰支援

①セルフケア

②ラインによるケア

③産業保健スタッフによるケア

④事業外資源によるケア

無料メンタルヘルス対策支援センター

(体制づくりや職場復帰支援プログラムの作成支援
管理職や社員に対する研修)

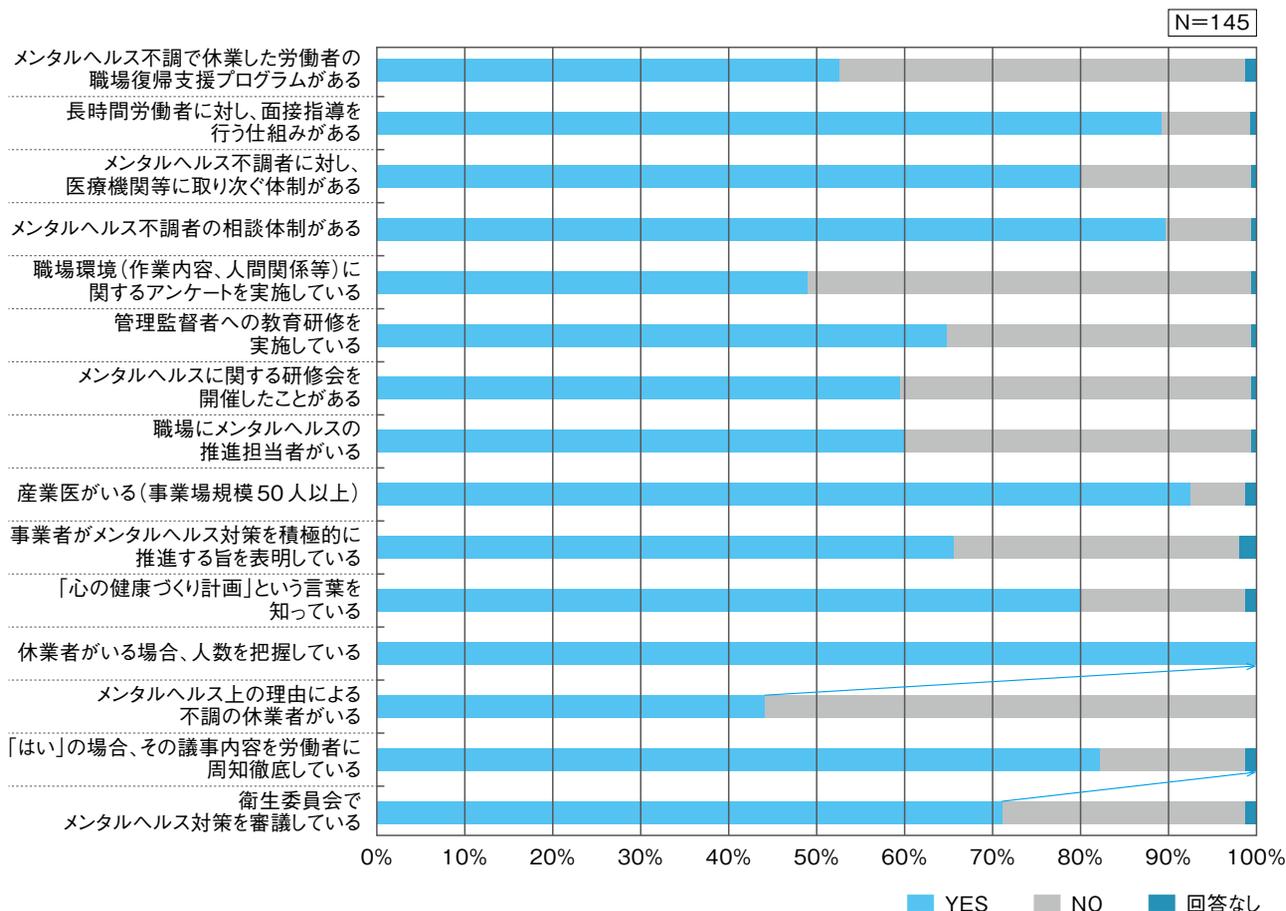
どうぞご利用ください。

東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F

電話：03(5211)4483 FAX：03(5211)4485

メール：mentalshien@sanpo-tokyo.jp

ホームページ：http://www.sanpo-tokyo.jp/



健康診断結果報告等の提出はお済ですか？

労働安全衛生法により事業者は労働者に対し健康診断を実施し、その結果を遅滞なく健康診断結果報告書により所轄労働基準監督署に提出することになっています。

また、じん肺法に基づき毎年12月31日現在におけるじん肺健康管理の状況を、翌年の2月末日までに提出する必要があります。

さらに、各種指針に基づく特殊健康診断についても、実施後その結果を提出していただくことになっています。

所轄労働基準監督署への報告が必要な「健康診断結果報告書」等は、次のとおりです。

各種健康診断結果報告	様式番号（OCR用帳票種別番号）
定期健康診断結果報告書 (50人以上の労働者を使用している事業場)	安衛則様式6号(80311)
有機溶剤等健康診断結果報告書	有機則様式3号の2(38051)
鉛健康診断結果報告書	鉛則様式3号(38052)
四アルキル鉛健康診断結果報告書	四アルキル則様式3号(38053)
特定化学物質健康診断結果報告書	特化則様式3号(38054)
高気圧業務健康診断結果報告書	高圧則様式2号(38055)
電離放射線健康診断結果報告書	電離則様式2号(80307)
石綿健康診断結果報告書	石綿則様式3号(80310)
指導勸奨による特殊健康診断結果報告書 (VDT作業等29の業務)	様式番号なし(38058)
じん肺健康管理実施状況報告 (本報告は、じん肺健康診断を実施しない場合でも、2月末日までに12月31日現在の健康管理の状況を報告する必要があります。)	じん肺則様式8号(80308)

OCR帳票様式がダウンロードして使用できるようになりました

東京労働局ホームページの「法令・様式集」からダウンロードできます。印刷する際は、当該ページに掲載されている印刷時の注意事項を読んでいただき、印刷条件の「ページの拡大/縮小」の項目を「なし」に設定してください。また、印刷に使用する用紙は、白色度80%以上が必要です。

〈注意事項〉

定期健康診断結果報告書は、複数の事業場を有する企業の場合、**事業場ごとに所轄監督署に報告してください（企業全体として一括して1枚にまとめた報告はできません）。**

〈お問い合わせ先〉 三田労働基準監督署 安全衛生課 03(3452)5474

都内136企業が割増賃金23億円を遡及支払

— 監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成23年度)—

平成24年10月25日 東京労働局発表

<東京労働局における平成23年度の監督指導による割増賃金遡及支払概要>

- ・対象企業数 136件 (対前年度比 +9件)
- ・対象労働者数 17,471人 (同 +7,947人)
- ・遡及払額 23億2290万円 (同 +1,200万円)
- ・対象労働者では商業が、遡及払額では金融・広告業が過半数を占める
- ・1企業で支払額が5000万円を超えたものは6件

○東京労働局(局長 伊岐典子)では、平成23年4月から平成24年3月までの1年間(平成23年度)に、管下18労働基準監督署(支署)において、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金が適正に支払われていない企業2,454件に対し、労働基準法第37条違反としてその是正を勧告・指導し、その結果、支払われた金額が100万円以上になった136企業の状況について取りまとめた。

○取りまとめ結果は、以下のとおりである。

○この結果を踏まえ、東京労働局では、賃金不払残業を減少させるための監督指導を重点的・積極的に推進するとともに、本年11月に実施する「労働時間適正化キャンペーン」において、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止とともに、賃金不払残業の解消に向けた労使の自主的な取組の促進を図るための周知・啓発活動を展開することとしている。

平成23年度 東京労働局における割増賃金遡及払い取りまとめ結果

1 平成23年度に東京労働局管下18労働基準監督署の勧告・指導により支払われた割増賃金は、対象企業数136社(前年度比9社増)、対象労働者数17,471人(前年度比7,947人増)、支払金額23億2290万円(前年度比1200万円増)であり、いずれも前年度を上回った。

また、1企業当たりの支払金額は1708万円であり、労働者1人平均支払金額は13万円であった。

2 対象企業数、労働者数、支払金額別に上位となった業種は、次のとおり。

- 【企業数】
- ① 商業 46件(全産業の33.8%)
 - ② その他の事業 28件(全産業の20.6%)
 - ③ 製造業 16件(全産業の11.8%)

- 【労働者数】
- ① 商業 9415人(全産業の53.9%)
 - ② その他の事業 2295人(全産業の13.1%)
 - ③ 金融広告業 2278人(全産業の13.0%)

- 【支払金額】
- ① 金融・広告業 11億6246万円(全産業の50.0%)
 - ② 商業 5億7627万円(全産業の24.8%)
 - ③ その他の事業 2億2701万円(全産業の9.8%)

3 1企業での最高支払金額は9億8207万円(金融業)、次いで1億7435万円(商業)であり、これらを含めて、支払金額が5000万円を超えた事案は6件であった。

なお、支払金額が5000万円を超えた6件のうちの4件は、労働時間の把握方法が自己申告制であり、不適正な運用に伴い、割増賃金の未払が生じた事案である。

*詳細は当協会ホームページ「労働ニュース」「東京労働局管内の23年度未払い賃金の状況」を参照ください。

事業主のみなさまへ

『社長！あなたには労働保険に入る義務がある。』

～11月は「労働保険適用促進強化期間」です～
労働保険の加入手続はお済ですか？

厚生労働省では、11月1日から11月30日までを『労働保険適用促進強化期間』と定め、労働保険の未手続事業場の解消に取り組んでいます。

【労働保険】とは、「労災保険」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、農林水産業の一部を除いて、労働者を1人でも雇っていれば事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

【労災保険】とは、労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、疾病に罹ったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

【雇用保険】とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、雇用機会の増大を図るための事業も行っています。

小規模零細事業を中心に相当数の未手続事業場が存在しており、東京労働局では、本期間中に広報活動を実施するほか、未手続事業場に対して訪問による手続指導等の様々な加入勧奨を行います。

労働保険は政府が管理・運営している強制保険です。労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収します。まだ、加入手続を取られていない事業主の方は、今すぐ加入手続をお願いします。

◇お問い合わせ・ご相談は

東京労働局・労働保険徴収部・適用事務組合課	03 (3512) 1628
三田労働基準監督署・労災課	03 (3452) 5472
ハローワーク品川・雇用保険適用課	03 (3433) 8609 (#22)
	へお願いいたします。



平成25年4月1日から希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます!

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置（後段参照）として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

【経過措置】

ただし、以下の経過措置が認められています。

平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して



基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなればなりません、61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。

子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。

この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。指導後も改善がみられない企業に対しては、高齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

4. 高齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針を、労働政策審議会における議論などを経て策定します。

この指針には、業務の遂行に堪えない人^{*}を継続雇用制度でどのように取り扱うかなどを含みます。

※平成24年1月6日の労働政策審議会の建議では、「就業規則における解雇事由または退職事由に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできる」とし「この場合、客観的合理性・社会的相当性が求められる」と示されています。

【高齢者雇用確保措置とは】 高齢者雇用安定法第9条

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ① 定年の引き上げ ② 継続雇用制度の導入 ③ 定年制の廃止

お問い合わせ先： ハローワーク品川 雇用支援コーナー 03(3433)8609 (#34)

*三田労働基準協会のホームページ、「労働ニュース」「高齢者雇用安定法が改正されました」を参照ください。

最近の雇用失業情勢

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は96,482人で前年同月比14.6%増と30ヵ月連続で前年同月を上回った。また、月間有効求人数（原数値）は255,353人で前年同月比21.3%増と、28ヵ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は48,323件で前年同月比18.5%減と12ヵ月連続で前年同月を下回った。また、月間有効求職者数（原数値）は236,238人で前年同月比10.8%の減と、24ヵ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は12,135件で前年同月比0.8%増とわずかに増加した。一般、パート別の状況を見ると、一般は7,177件で前年同月比0.2%減、パートは4,958件で前年同月比2.2%増となった。

東京の企業倒産状況（㈱東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、172件（前年同月比14.0%減）。業種別件数では、建設業（39件）、サービス業（27件）、情報通信業（25件）、卸売業（24件）の順となった。

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
21年度	0.79	1.02	2.66	0.45	0.60	1.61	139,964	186,500
22年度	0.93	1.19	3.67	0.56	0.69	2.10	147,335	196,787
23年度	1.11	1.46	4.69	0.68	0.88	2.73	149,287	200,921
24年8月	1.33	1.91	7.03	0.83	1.14	3.75	64,350	86,986

注意) 1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《24年4月～24年8月》
2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

《 山田顧問が緑十字賞を受賞されました 》

当協会の山田豊造顧問におかれましては10月24日「平成24年度全国産業安全衛生大会in富山」で緑十字賞を受賞されました。

緑十字賞は、永年にわたり産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くされ顕著な功績が認められた個人及び職域グループ等に対して行われる表彰です。今年度は全国で86名が受賞されました。

山田顧問の受賞は三田労働基準協会の誇りであります。顧問の今回の受賞を心からお慶びし、益々のご健勝をお祈りいたしますとともに、引き続き当協会の業務へのご指導ご協力をお願い申し上げます。

平成24年度「港地区健康と安全推進大会」盛大に開催される

○10月12日（金）、310名を超える方が参加して標記大会が盛大に実施されました。

大ホールでは監督署長挨拶、来賓の武井港区長様挨拶後、安全衛生活動に実績を上げた8名の方に監督署長表彰が行われました。

○続いて日本通運㈱の藤巻さんの事例発表、筑波大学の松崎教授の特別講演が行われ、会場では熱心にメモを取る姿が見られました。

○小ホールでは（一社）労働保健協会（板橋区）、港区医師会、みなと保健所の協力により、健康測定・健康相談が行われ167名が血液さらさら度、脳年齢測定、健康相談などを受けました。

○大会の様子（写真）、署長表彰受賞者一覧を掲載します。また、松崎教授の当日の資料（PDF）は当協会ホームページ「労働ニュース」、【港地区健康と安全推進大会特別講演資料】でご覧いただけます。



多田署長挨拶



武井区長来賓挨拶



受賞者の皆様



特別講演（松崎教授）

平成24年度三田労働基準監督署長表彰受賞者

(敬称略)

【継続事業場】

事業場名	表彰事由
清水総合開発株式会社	安全・防災管理基本方針で基本方針、目標、重点実施項目を定め、年間安全衛生管理計画により計画的に取り組んでいること。健康診断実施後の事後措置、過重労働対策、メンタルヘルス対策などの健康管理を適切に行っていること。 「取引会社業者災害防止協議会」の開催、安全パトロールの実施、現地KY活動、リスクアセスメントの導入によるリスク低減措置の要請指導の徹底などによる労働災害防止活動を実施していること。
株式会社田町ビル	経営首脳者による職場改善パトロールが定期的に行われていること。 管理目標（安全目標、衛生目標）を定め、基本方針に基づく重点実施事項を月別計画により実施し、その結果について評価、改善を継続的に実行し労働災害防止と健康管理に取り組んでいること。 設備工事等の注文にあたり、指導会議を開催し、管理施設内での作業を請負った業者の労働災害防止について指導を実施していること。

【有期事業場】

事業場名	表彰事由
安藤・岩田地崎・小俣建設共同企業体 (仮称) 芝地区子どもプラザ等保健福祉複合施設新築工事	「当たり前のことを当たり前にする」を現場の基本として掲げ、関係者に理解の定着を図るため、所長の現場巡視・安全当番パトロール、問題箇所や改善箇所の共有化（見える化:写真に撮って全工程打ち合わせ会議、朝礼等で取り上げる。）、「ひと声掛け運動」など、日常の安全活動を重点に、元請と協力会社が一体となって労働災害防止に取り組み、無災害で竣工したこと。
大林・ジェイアール東海建設共同企業体 新幹線2K680付近北工区盛土改築ほか	営業線が接近する厳しい作業環境下において、労働災害の防止、列車事故の防止、第三者及び道路災害の防止の3大重点課題への対応として元請企業体と職長会が一体となって、作業開始前の作業内容、危険箇所とそれに対する安全対策の周知、ATKY活動、職場巡視など日常の安全活動を重点的に取り組み、さらに発注者や店社からの災害情報を活用して、その日の作業に応じた類似の災害事例を取り上げて安全意識の高揚に努め、無災害で竣工したこと。

【個人】

氏名等	表彰事由
中村 裕二 岩田地崎建設(株)東京支店 安全品質管理部次長	建設業労働災害防止協会東京支部港分会の運営幹事及び監査幹事を歴任、平成24年5月からは副代表幹事に就任。また、三田労働基準監督署との合同パトロールにおける現場の安全衛生指導、統括安全衛生責任者講習会講師を務めるなど、港区内の建設事業場の安全衛生水準の向上と労働災害の防止に貢献していること。
鶴田 和夫 (有)鶴田運送店 専務取締役	昭和59年東京都トラック協会港支部の青年部幹事に就任して以来、平成2年青年部副部長、平成6年同支部の理事を歴任。支部会・協会の先頭に立って、業界、地域の労働災害の防止、交通安全・環境対策の推進に貢献していること。
村田 健一 秋元運輸倉庫(株) 安全衛生管理室長	港湾労働災害防止協会安全衛生委員会の推進委員を経て、平成13年以来、港湾2埠頭の安全衛生委員長等を歴任。平成16年に主要港督励巡視に参加。港湾労働災害防止協会東京支部埠頭会が実施する安全パトロールや検討会などにおいて港湾労働災害の防止に貢献していること。

【平成24年度三田労働基準監督署管内大規模建設現場災害防止協議会 安全標語最優秀賞】

山崎 淳一 光伸テック株式会社 新赤坂センタービル (仮称) 建設工事	「無理せず 無視せず 油断せず 基本に戻って安全職場」
--	-----------------------------

講習会のご報告

9～10月に実施した講習会からご紹介します。

1 「平成24年度全国労働衛生週間説明会」

9月5日(水)産業安全会館大会議室において、三田労働基準監督署と三田労働基準協会の共催により平成24年度全国労働衛生週間説明会が開催されました。本説明会は10月1日から7日まで「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」のスローガンのもと展開された全国労働衛生週間に先立ち行われたものです。

三田労働基準監督署から平成24年度全国労働衛生週間実施要綱及び過重労働防止対策についての説明、港地区産業保健センターからの活動報告とご利用案内に引き続き、森川雅夫氏(メンタルヘルス対策支援センター促進員・シニア産業カウンセラー)による特別講演「企業における具体的なメンタルヘルス対策について」がありました。

2 労務管理講習会「事務所、店舗、バックヤードにおける労災事故の防止と対応」

9月26日(水)三田労働基準協会研修センターにおいて、労働衛生コンサルタント村木宏吉氏を講師に迎え、標記講習会が開催されました。

延100万労働時間当たりの災害発生率である度数率について業種別にみると、「農業林業 5.18」が最も高く、次いで「生活関連サービス業・娯楽業 4.49」、「サービス業 3.49」、「製造業 1.0」、「建設業 2.0~2.5」であることから、事務所・店舗・バックヤードにおける労災事故発生率の高い現状の説明がありました。また、大手飲食店チェーン女性社員の自殺や脳・心臓疾患事案をはじめとする報道ニュースにみる注意点、非正規雇用労働者の安全衛生管理上の問題点、災害発生時の対応、さらに元労働基準監督署長の経験を踏まえた実践的な見地から企業の危機管理としての安全衛生管理について解説がありました。

3 労務管理講習会「改正労働者派遣法の施行と企業の対応」

10月3日(水)産業安全会館大会議室において、国際産業労働調査センター代表木村大樹氏を講師に迎え標記講習会が開催されました。

改正労働者派遣法のうち平成24年10月から施行された日雇い派遣の原則禁止や有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置の努力義務化をはじめとする改正内容について、また平成27年10月から施行される労働契約申込みみなし制度等について解説がありました。厚生労働省で労働者派遣法の制定に携わった講師による、行政の説明会と一味違った見地からの説明に100人を超えた受講者の中からは理解が深まったとの意見が寄せられました。

4 労務管理講習会「個別労働関係紛争発生!!そのとき企業はどう対応すべきか？」

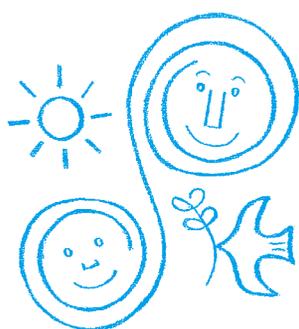
10月18日(木)三田労働基準協会研修センターにおいて、特定社会保険労務士森井博子氏を講師に迎え、標記講習会が開催されました。

個別労働紛争法に基づく①総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談、②労働局長による助言・指導、③紛争調整委員会によるあっせんの特徴と限界などについて解説があった後、労働局の具体的なあっせん事例が紹介され、さらに裁判所の労働審判について制度の仕組み、手続き、留意点及び具体事例について解説がありました。講師の行政経験と深い見識に基づく解説に講演時間はあっという間に終了しました。

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

入会日	事業場名	所在地	電話	業種
7月25日	サムスンSDIジャパン(株)	港区六本木3-1-1	03-6234-2180	卸売業
8月17日	オリックス生命保険(株)	港区赤坂2-3-5	03-6683-2082	生命保険業
8月27日	リテックエンジニアリング(株)	港区赤坂6-4-2	03-6229-6851	土木設計コンサルタント
9月12日	(株)博報堂プロダクツ	江東区豊洲5-6-15	03-5144-7206	広告業
9月25日	(株)ビデオミックス・ラボ	港区新橋3-4-5	03-3501-2321	映像のプリント、収録、編集、制作に関する業務
10月18日	森井労働法務事務所	立川市羽衣町2-5-1	042-525-5502	社会保険労務士事務所



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談**等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL : 03-3783-9411

FAX : 03-3783-6598 Mail : keikaku@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

企業の女性社員活躍推進関係

オーダーメイド研修等のご案内

男女雇用機会均等法施行から四半世紀を経て、多くの企業様が女性の活躍支援のための取組をされていますが、まだまだ課題を抱え、その解決に苦慮されていることも多いかと存じます。

当財団はこれまでに蓄積したノウハウを生かしつつ、貴社のご要望をお聞きして、効果的な研修をご提供いたします。是非ご利用ください。

1. 「**メンター育成研修**」 女性活躍推進のためにメンター制度を取り入れる企業が増えています。
2. 「**女性のキャリア・アップ研修**」 どのようなキャリアを築くか、自ら考えることで、職場での女性従業員のモチベーションを高めます。
3. 「**女性職員を部下に持つ男性管理職のための研修**」 女性活躍推進の第一歩は現場マネージャーの意識改革から取り組むのがベストです。

★上記の他、新人研修、リーダーシップ研修、コーチング研修、ホスピタリティ研修等、企業様のニーズに合わせて様々な研修を提案いたします



人財多様性経営を支援する

財団法人 **21世紀職業財団**

〒113-0033 東京都文京区本郷1-33-13 日本生命春日町ビル3F
TEL: 03-5844-1665 FAX: 03-5844-1670 e-mail: kenshu@jiwe.or.jp
http://www.jiwe.or.jp/tabid/62/Default.aspx

1 三田労基署・三田協会共催の講習会

- (1) 「リスクアセスメント等の導入による労働災害防止講習会」(無料講習会)
11月27日(火) 会場：産業安全会館8階大会議室
労働災害防止に向けてリスクアセスメントの導入をご指導します。今まで事故のない事業場こそ受講してください。
- (2) 「改正労働契約法及び改正労働者派遣法の説明会」(無料講習会)
12月4日(火) 会場：仏教伝道センタービル会議室
各改正法施行により、各種の非正規労働契約は少なからぬ影響を受けます。改正法の内容を十分理解していただくため、東京労働局需給調整部と三田労働基準監督署の担当者が説明します。
- (3) 「衛生管理者等支援講習会」(無料講習会)
平成25年2月14日(木) 会場：産業安全会館8階大会議室

2 三田協会主催の講習会

※ 労務管理関係

- (1) 連続講座「職場のメンタルヘルス」「非定型うつ」「新型うつ」対策を考える！」
1回目 11月26日(月)・2回目 12月3日(月) 会場：三田労働基準協会研修センター
各職場で困っているメンタルヘルス不全(特に新型うつ)問題について労務管理と産業保健の両面から解説する連続講座です。2回受講が原則ですが、どちらか1回受講も可能です。
- (2) 「改正労働契約法と企業の対応」
平成25年1月21日(月) 会場：三田労働基準協会研修センター
契約社員など有期雇用労働者の労働契約が、同じ会社で継続して5年以上反復更新された場合、無期労働契約に転換させる仕組みが新たに導入されるなど、改正労働契約法への対応が急務となっています。①有期労働契約の無期労働契約への転換 ②「雇止め法規」の法制化 ③不合理な労働条件の禁止、これ等に関する詳細な企業の対応を解説します。
- (3) 「就業規則徹底見直しセミナー」
平成25年2月21日(木) 会場：産業安全会館8階大会議室
労働契約法・労働者派遣法・高年齢雇用安定法の改正を受け、就業規則改定の見直しと改訂を準備中の企業に向けて、①就業規則に関する基礎知識 ②今なぜ法改正か(法改正の時代背景) ③法改正に対応した就業規則見直しのポイント等そのポイントを専門家が詳しく解説します。

※ 資格関係

- (1) 「安全管理者選任時研修」
平成25年1月29日(水)～30日(水) 会場：三田労働基準協会研修センター
- (2) 「安全衛生推進者初任時教育」
平成25年2月4日(月) 会場：三田労働基準協会研修センター
- (3) 「衛生管理者受験準備講習会」
平成25年2月18日(月)～20日(水) 会場：三田労働基準協会研修センター

* 詳しくは三田労働基準協会ホームページ「講習会のご案内」を参照ください。

みなとみた 平成24年11月号 平成24年11月15日発行(年6回発行) 第16巻第6号通巻第94号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル
TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

[編集協力] 労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル
TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710